

(特定JV)

一般競争入札（総合評価落札方式）の実施について（公告）

令和2年8月18日

新潟県知事 花角 英世

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県の発注する工事の請負について、次のとおり一般競争入札を実施する。

1 入札に付する事項

(1) 工事名 県央病院 第6-00-02-13号

県央基幹病院衛生設備工事

(2) 工事場所 新潟県三条市上須頃 地内

(3) 工事概要 構造：鉄骨造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造（免震構造）他

階数：地上9階建

延べ面積：42,742.27㎡

上記建物に係る衛生設備工事一式

給排水衛生設備、消火設備、医療ガス設備 他

(4) 工期 契約締結の日から令和5年12月8日まで

(5) 電子入札 本工事は、電子入札対象案件であり、参加資格確認申請書及び入札書の提出等を見新潟県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行わなければならない。

なお、電子入札システムを使用せずに入札に参加する場合の基準は、新潟県電子入札運用基準（工事・維持管理・委託）（新潟県電子入札ポータルサイト：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1256155374869.html>）による。

(6) 総合評価落札方式

本工事は、価格と価格以外の技術的な要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式（技術評価型）の試行工事である。総合評価落札方式に関する事項は、この公告、「技術資料等作成要領」、「新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部総合評価落札方式試行要領」及び「新潟県土木部・交通政策局・農林水産部・農地部総合評価落札方式試行要領の運用基準」によるものとする。

(7) その他

ア 各評価項目を点数化した得点の合計値（以下「加算点」という。）が零点に満たない場合、配置予定技術者の申告が無い場合、「技術提案」の内容が不適正な場合、その他技術資料に明らかに不備がある場合は、入札を無効とする。なお、「技術提案」の内容が不適正な場合とは、「技術提案が標準案より劣る、課題とかけ離れている内容である、白紙である、その他明らかに適正でない」と認められた場合とする。

イ 低入札調査基準価格を下回る額で入札を行った場合、新潟県発注工事における過去1年間に完成した工事の全工種工事成績評定点のうち最低の工事成績評定点が65点未満の

場合は、総合評価落札方式の加算点から5点を減じる。

- ウ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事とする。契約後VE方式に関する事項は、「土木部契約後VE方式試行要領」によるものとする。ただし、総合評価における技術提案書の記載内容に基づく提案事項は、契約後VEの対象とならない。

2 入札に関する必要事項を示す期間等

令和2年8月18日（火）から令和2年10月15日（木）まで、新潟県入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）にて公開する。（ただし、入札情報サービスの運用時間外を除く。）
（入札情報サービス：<https://www.ep-bis.pref.niigata.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>）

3 参加資格の確認

（1）特定共同企業体入札参加資格審査申請書等の提出

- ア 提出期間 令和2年8月31日（月）午前9時から令和2年9月1日（火）午後4時まで
- イ 提出方法 本人（法人にあっては代表権限を有する者。）又はその代理人の持参による。
- ウ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県土木部都市局営繕課 県央基幹病院建設担当
- エ 提出資料 特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付資料 2部

（2）特定共同企業体の審査結果通知

- ア 特定共同企業体の審査結果は、申請者に令和2年9月8日（火）までにそれぞれ書面により通知する。
- イ 特定共同企業体としての資格が認められなかった者は、特定共同企業体の審査結果に関する通知書に指定された日（郵送の場合は、当日消印）までの間、その理由の説明を書面（様式自由）により請求することができる。

（3）参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 令和2年9月9日（水）午前9時から令和2年9月10日（木）午後4時まで（ただし、電子入札システムの運用時間外を除く。）
- イ 提出資料 参加資格確認申請書及び配置予定技術者の資格等に関する事項（別紙1及び添付資料）、総合評価落札方式関係資料（第1号様式、第2号様式及び第4号様式）を各1部。ただし、「Made in 新潟 新技術普及制度」登録技術の活用がない場合、第2号様式は提出不要とする。
- ウ 提出方法 原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、添付資料の容量の合計が3MBを超える場合は、電子入札システムを用いて参加資格確認申請書を提出するとともに添付資料を、紙入札による参加が認められた場合は参加資格確認申請書及び添付資料を、各1部、次の提出場所に郵送又は持参により提出すること。
- エ 提出場所 〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県土木部都市局営繕課 県央基幹病院建設担当

（4）参加資格の確認結果通知

- ア 参加資格の確認結果は、申請者に令和2年9月23日（水）までにそれぞれ電子入札システム（紙入札を認められた者に対しては書面）により通知する。
- イ 参加資格が認められなかった者は、参加資格の確認結果に関する通知書に指定された日（郵送の場合は、当日消印）までの間、その理由の説明を書面（様式自由）により請求することが

できる。

4 入札及び開札の日時等

- (1) 受付期間 令和2年10月13日(火)午前9時から令和2年10月15日(木)午後4時まで(ただし、電子入札システムの運用時間外を除く。)
- (2) 提出方法 原則として、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札が認められた場合は、次の提出場所に郵送又は持参により提出すること。(郵送により提出した場合は、再度入札に参加できない。)
- (3) 提出場所 〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県土木部監理課建設業室
- (4) 開札日時 令和2年10月16日(金)午前9時以降
- (5) その他

ア 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札回数

2回を限度とする。

5 競争参加資格

以下の要件を全て満たす特定共同企業体であること。

- (1) 構成員の数が3者であること。
- (2) 代表構成員の出資比率は、他の構成員の出資比率と同一又はそれより大きいこと。
- (3) 代表構成員以外の構成員の出資比率が、20%以上であること。
- (4) 構成員が次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件工事に係る特定共同企業体入札参加資格審査申請書を提出した日から本件工事の開札日までの間において、新潟県知事から指名停止措置を受けた(指名停止期間の一部が属する場合を含む。)者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、更生手続開始の決定後、新たに新潟県建設工事入札参加資格審査規程(昭和58年新潟県告示第3296号)の規定に基づく入札参加資格の審査(以下「入札参加資格審査」という。)を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、再生手続開始の決定後、新たに入札参加資格審査を受けて入札参加資格者名簿に登載された者及び入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

オ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき、管工事業に関し、特定建設業の許可を受けていること。

- カ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的な事項の審査を受け、同法第 27 条の 29 の規定による総合評定値の通知を受けていること。
- キ 入札参加資格審査を受け、管工事に関し、令和 2・3 年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (5) 本件工事に係る特定共同企業体として、入札参加資格審査を受け、令和 2・3 年度の入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (6) 構成員のうち、次に掲げる者がそれぞれ次に定める要件の全てを満たすこと。
- ア 代表構成員
- (ア) 新潟県内に営業所を有すること。なお、営業所とは、建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所であり、かつ令和 2・3 年度の入札参加資格者名簿に登載されているものをいう。(以下同じ。)
- (イ) 令和 2・3 年度の入札参加資格審査において、管工事に係る格付けが A 級かつ総合評点が 1,200 点以上であること。
- イ 代表構成員以外の構成員
- (ア) 以下のいずれかの地域に主たる営業所を有すること。
- 新潟県新潟地域振興局新津地域整備部の管内
新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所の管内
新潟県新潟地域振興局地域整備部の管内
新潟県三条地域振興局地域整備部の管内
新潟県長岡地域振興局地域整備部の管内(うち、旧中之島町、見附市、旧長岡市、旧栃尾市、旧山古志村、旧越路町、旧与板町、旧寺泊町、旧和島村、旧三島町、出雲崎町、小千谷市及び旧川口町に限る。)
新潟県魚沼地域振興局地域整備部の管内
- (イ) 令和 2・3 年度の入札参加資格審査において、管工事に係る格付けが A 級かつ総合評点が 800 点以上であること。
- (7) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本件工事に専任で配置できること。
なお、主任技術者又は監理技術者が現場代理人を兼務することを妨げない。
- ア 代表構成員
- (ア) 一級管工事施工管理技士又は技術士(管工事において監理技術者となり得るものに限る。)の資格を有すること。
- (イ) 管工事の施工に関して 10 年以上の経験を有すること。
- (ウ) 監理技術者にあつては、管工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証(監理技術者講習修了履歴)を有する者であること。
- (エ) 入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と 3 か月以上の雇用関係を有すること。
- イ 代表構成員以外の構成員
- (ア) 一級管工事施工管理技士又は技術士(管工事において監理技術者となり得るものに限る。)の資格を有すること。
- (イ) 入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と 3 か月以上の雇用関係を有すること。
- (8) 上記(7)に掲げる専任者は、契約日以降において、他工事での主任技術者又は監理技術者と重複しないこと。ただし、「主任技術者又は監理技術者の専任に関する特記仕様書」に掲げる期

間を除くものとする。

6 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 総合評価の評価項目と評価の方法

(1) 評価項目

ア 企業の技術力	①同種工事の実績 ②工事成績 ③優良工事表彰等 ④登録基幹技能者の活用
イ 配置予定技術者の能力	①技術者の能力 ②同種工事の実績 ③優秀技術者表彰等 ④継続教育(CPD)の取組状況
ウ 地域貢献度・精通度	①Made in 新潟新技術の活用 ②災害時における活動実績等 ③維持管理実績 ④実働拠点 ⑤地域調達
エ 担い手育成・確保	①若手技術者の配置 ②WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進
オ 技術提案	①技術提案(発注者が指定した設計図書等の仕様(標準案)より優れた効果・効用の提案の評価を行う)

(2) 総合評価落札方式の方法

ア 評価値の算出方法

評価値 = 技術評価点 / 入札金額 × 予定価格 = (標準点(100点) + 加算点) / 入札金額* × 予定価格

※入札金額が低入札調査基準価格を下回った場合は、低入札調査基準価格で評価値を算出する。

入札金額 ≥ 低入札調査基準価格の場合、入札金額* = 入札金額

入札金額 < 低入札調査基準価格の場合、入札金額* = 低入札調査基準価格

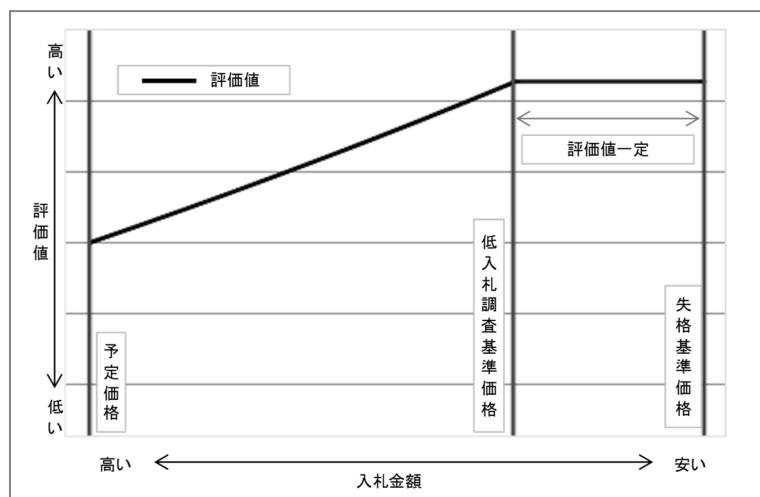


図 入札金額と評価値の関係(予定価格4億円以上)

イ 技術評価点の算出方法

技術評価点は、工事成績(過去5年間)、入札者が提出した第1号様式「企業の技術力・地域性確認資料、配置予定技術者の能力、担い手育成・確保の確認資料」、第2号様式「新技術の活用確認資料」、第4号様式「技術提案書」の評価に基づいて算定した加算点に、標準点(100点)を加えた合計とする。

ウ 評価基準と加算点

別表 総合評価落札方式 評価項目（技術評価型）による。

エ 評価値確定手続の意向確認

入札金額が低入札調査基準価格を下回る入札者があった場合は、確認資料の提出を求める前に、低入札調査基準価格を下回ったすべての者に対し総合評価による評価値の確定手続について意向を確認する。なお、手続の継続を希望しない者は落札者とししない。

手続の継続を希望する場合は、通知日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）に意向確認回答書を提出するものとする。

8 確認資料の提出

入札参加者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で、上記7（2）により算定した評価値の最も高い者を落札候補者とし、確認資料の提出を求める。

確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）に確認資料を提出するものとする。

9 落札者の決定

開札後は落札決定を保留し、落札決定は上記8の確認資料の審査を行った後実施する。当該落札候補者の確認資料に不適合があった場合は、次順位で評価値の高い者から順次適格者が出るまで審査を行い、適格者が出たときに当該落札候補者を落札者とする。ただし、予定価格を上回る価格の入札を行った者は落札者に決定しない。

また、低入札調査基準価格を設定するので、その価格を下回る入札者があった場合は、低入札価格調査を行った後、落札者を決定するものとする。

低入札価格調査においては数値的失格基準を設定するので、この基準を満たさなかった場合は失格とする。

（数値的失格基準）

次の項目に1つ以上該当した場合は、数値的基準を満たさず失格とする。

- ①設計額における直接工事費の95%未満
- ②設計額における共通仮設費の90%未満
- ③設計額における現場管理費相当額の80%未満
- ④設計額における一般管理費等の30%未満
- ⑤共通仮設費の各項目が適切に計上されていないこと

また、低入札調査基準価格は予定価格の91%（1万円未満切り上げ）とする。

10 評価項目の担保（ペナルティー）の算定

登録基幹技能者の活用、配置予定技術者、Made in 新潟 新技術の活用、地域調達、技術提案について、提出された技術資料及び技術提案書の内容が履行できない場合は、請負工事成績評定点の減点及び違約金の請求を、それぞれ次により算定し行うものとする。なお、請負工事成績評定点の減点は、請負工事成績評定実施要領の考査項目「総合評価履行確認」にて行う。

（1）登録基幹技能者の活用

登録基幹技能者の活用が、受注者の責により履行できなかった場合は、8点の工事成績評定点の

減点を行う。

(2) 配置予定技術者

本件工事契約後に配置予定技術者を変更した場合は、8点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、真にやむを得ない場合等により、配置予定技術者の評価（「担い手育成・確保」を除く）と同等以上の技術者に変更した場合は、減点を行わない。また、産前産後休業・育児休業又は介護休業により途中交代する際は、交代する技術者の評価に関わらず減点を行わない。

(3) Made in 新潟新技術の活用

Made in 新潟新技術の活用が、受注者の責により履行できなかった場合は、8点の工事成績評定点の減点を行う。ただし、Made in 新潟新技術の活用で加算点が零点の場合を除く。

(4) 地域調達

地域調達が、受注者の責により履行できなかった場合の措置は、8点の工事成績評定点の減点を行う。

(5) 技術提案

実際の施工時において、事前に提出し適正とされた第4号様式「技術提案書」の内容に基づく施工（技術提案以上の施工）が、受注者の責により履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合の措置は、工事成績評定点の減点及び違約金の請求を行うものとする。この場合、損害賠償の請求を妨げないものとする。

ア 工事成績評定点の減点

技術提案の達成度合いに応じた評点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評点との差に応じた工事成績評定点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \beta) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

α : 技術提案の当初の評点 (点)

β : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した評点 (点)

イ 違約金の請求

技術提案の達成度合いに応じた加算点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の加算点との差に応じた金額を違約金として請求するものとする。

$$C' = \{ 1 - (100 + \delta) / (100 + \gamma) \} \times C \quad (\text{小数点以下切り捨て整数止})$$

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた違約金 (円)

γ : 当初の加算点 (点)

δ : 技術提案の達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

11 第1号様式、第2号様式及び第4号様式の作成方法

技術資料等作成要領による。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県条例第10号）第44条第1号又は第2号に該当する場合は、免除する。

13 契約の締結

契約の締結については、新潟県議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和

39年新潟県条例第5号)第2条に規定する新潟県議会の議決を要する。

14 低入札調査基準価格未満の金額で契約を締結した場合の取扱い

低入札調査基準価格未満の金額で契約を締結した場合は、次のとおりとする。

- (1) 上記12(2)にかかわらず、契約保証金は契約金額の10分の3に相当する金額とする。
- (2) 本件工事において専任で配置する技術者の人数を特定共同企業体の各構成員から2名ずつとする。配置する技術者は2名とも上記5(7)に掲げる要件を満たすこと。
- (3) 建設工事請負基準約款第35条第1項又はダム建設工事請負約款第36条第1項に定める前払金の割合は請負金額(当該年度支払額)の10分の2以内とする。
- (4) 本件工事の工事成績評定点が60点未満の場合、特定共同企業体及び特定共同企業体を構成する各構成員は新潟県が実施する入札に3か月間参加できない。

15 その他

(1) 設計図書の閲覧及び配布

- ア 期 間 令和2年8月18日(火)から令和2年10月15日(木)まで(ただし、入札情報サービス運用時間外を除く。)
- イ 方 法 入札情報サービスにて公開する。なお、入札情報サービスで公開する図面は一部のみ掲載のため、下記によりCD-Rを配布する。
- ウ 配布期間 令和2年9月24日(木)から令和2年10月15日(木)までの各日の午前9時から午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日は除く。)
- エ 配布場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県土木部都市局営繕課 県央基幹病院建設担当

(2) 設計図書その他入札に関する質問及びその回答

ア 質問

(ア) 質問方法 質問事項を記載した書面を受付場所に持参又は電子メールにより送信する方法による。

(イ) 受付期間 下記の日時とする。(ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日は除く。)

- ・総合評価に関する質問

令和2年8月18日(火)から令和2年9月3日(木)までの各日の午前9時から午後5時まで

- ・設計図書その他入札に関する質問

令和2年9月24日(木)から令和2年10月8日(木)までの各日の午前9時から午後5時まで

(ウ) 受付場所 新潟県土木部監理課建設業室

電子メール ngt080010@pref.niigata.lg.jp

イ 回答

入札情報サービスにて、下記の日時まで回答及び公開する。

- ・総合評価に関する質問の回答

令和2年9月8日(火)午後5時まで

- ・設計図書その他入札に関する質問の回答

令和2年10月12日（月）午後5時まで

(3) 参加資格確認申請書等の取扱い

- ア 参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された参加資格確認申請書等は、返却しない。

(4) 問合せ先

新潟県土木部都市局営繕課 県央基幹病院建設担当 石塚

電話番号 025-280-5642

FAX 番号 025-285-6840

メールアドレス ngt160040@pref.niigata.lg.jp

(5) その他

この公告に定めるもののほか、本件の入札及び請負契約の内容に関しては、新潟県財務規則その他関係法令の定めるところによる。

別表 評価項目（技術評価型） 建築・管・電気工用

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
------	------	------	----	----

【企業の技術力】

同種工事の実績	過去15か年度（当年度含む）の同種工事の実績の有無（技術資料提出期限まで完了）（実績は、国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事以外での実績を含む請負金額が500万円以上の工事）	国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事の実績あり	0.50	／ 0.50
		上記以外	0.00	
工事成績※ （新潟県発注工事における土木部、交通政策局、農林水産部、農地部の4部局の工事成績※が対象）	新潟県発注工事における平成27年8月1日から令和2年7月末日までの管工事における工事成績※評定点の平均点	82点以上	5.00	(小数点以下第3位四捨五入2位止) ／ 5.00
		72点以上 82点未満 評点=5.00×(平均点-72)÷10	5.00 ～ 0.00	
		65点以上72点未満 又は 実績なし	0.00	
		65点未満	-2.00	
	新潟県発注工事における令和2年5月1日から令和2年7月末日までの管工事における工事成績※評定点の最低点	65点以上 又は 実績なし	0.00	／ 0.00
		65点未満	-1.00	
優良工事表彰等	平成27・28・29・30・令和元年度の管工事における新潟県優良工事表彰又は新潟県優良工事証の有無	優良工事表彰（知事表彰）あり	0.50	／ 0.50
		優良工事証（建築担当課交付）あり	0.25	
		上記以外	0.00	
登録基幹技能者の活用	配置・活用の有無 県内の登録基幹技能者の資格を有する者を評価の対象とする(元請け、下請けを問わない) なお、指定する職種は以下の職種とし、いずれか1つ以上が該当すれば評価する 〔指定職種〕 ①登録配管基幹技能者 ②登録保温保冷基幹技能者	配置・活用する	0.50	／ 0.50
		上記以外	0.00	

【配置予定技術者の能力】

技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級管工事施工管理技士、かつ技術士（管工事において監理技術者となり得るものに限る。）	0.50	／ 0.50
		1級管工事施工管理技士又は技術士（管工事において監理技術者となり得るものに限る。）	0.25	
		その他	0.00	
同種工事の実績	過去15か年度（当年度含む）の同種工事の実績の有無（技術資料提出期限まで完了）（実績は、国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事以外での実績を含む請負金額が500万円以上の工事）	国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事で元請工事の主任技術者・監理技術者・現場代理人、又は担当技術者としての1年以上の実績あり	0.50	／ 0.50
		国・旧公団・都道府県・市町村の発注工事で担当技術者としての半年以上の実績あり	0.25	
		上記以外	0.00	

優秀技術者表彰等	平成27・28・29・30・令和元年度の管工事における新潟県優秀技術者表彰または新潟県優秀技術者証の有無	優秀技術者表彰（知事表彰）あり	0.50	／ 0.50
		優秀技術者証（建築担当課交付）あり	0.25	
		上記以外	0.00	
継続教育（CPD）の取組状況	前年度継続教育（CPD）の取得単位数	【推奨単位以上】 $\alpha \geq 0.91$ ($\alpha = a/b$) ※a=取得単位数, b=各団体推奨単位数 ※小数点以下第3位切捨て2位止	0.50	／ 0.50
		【推奨単位未満かつ5割以上】 $0.45 \leq \alpha < 0.91$ ($\alpha = a/b$) ※a=取得単位数, b=各団体推奨単位数 ※小数点以下第3位切捨て2位止	0.25	
		上記以外	0.00	

【地域貢献度・精通度】

Made in 新潟新技術の活用	「Made in 新潟 新技術普及制度」登録技術の活用の有無	活用あり (活用の目的が当該工事に合致し、現場条件に適合する)	0.50	／ 0.50
		上記以外	0.00	
災害時における活動実績等	・平成29年4月1日から令和2年9月10日の間に完了した災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な防災協定の締結の有無（新潟県内における、国・旧公団・新潟県・市町村のもの）	活動実績あり（防災協定の締結の有無を問わない）	1.00	／ 1.00
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	0.50	
		実績・締結なし	0.00	
維持管理実績	公共建築物の平成29年4月1日から令和2年9月10日の間に完了した修繕（補修）実績の有無 (新潟県新潟地域振興局新津地域整備部の管内、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所の管内、新潟県新潟地域振興局地域整備部の管内、新潟県三条地域振興局地域整備部の管内、新潟県長岡地域振興局地域整備部の管内（うち、旧中之島町、見附市、旧長岡市、旧栃尾市、旧山古志村、旧越路町、旧与板町、旧寺泊町、旧和島村、旧三島町、出雲崎町、小千谷市及び旧川口町に限る。）又は新潟県魚沼地域振興局地域整備部の管内における国・旧公団・新潟県・市町村のもの)	緊急時における修繕（補修）実績あり	1.00	／ 1.00
		維持修繕（補修）実績あり	0.50	
		実績なし	0.00	
実働拠点	地域内における過去3年間継続した営業所（実働拠点）の有無 過去3年間：平成29年9月11日から過去10年間：平成22年9月11日から管内は、新潟県三条地域振興局地域整備部の管内（うち、三条市、加茂市及び田上町に限る。）又は新潟県長岡地域振興局地域整備部の管内（うち、旧中之島町及び見附市に限る。）隣接の地域は、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部の管内、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所の管内、新潟県新潟地域振興局地域整備部の管内、新潟県三条地域振興局地域整備部の管内（うち、燕市及び弥彦村に限る。）、新潟県長岡地域振興局地域整備部の管内（うち、旧長岡市、旧栃尾市、旧山古志村、旧越路町、旧与板町、旧寺泊町、旧和島村、旧三島町、出雲崎町、小千谷市及び旧川口町に限る。）又は新潟県魚沼地域振興局地域整備部の管内	管内に過去3年間継続した主たる営業所あり	2.00	／ 2.00
		管内に過去10年間継続した従たる営業所あり	1.50	
		管内に過去3年間継続した従たる営業所又は隣接の地域に過去3年間継続した主たる営業所あり	1.00	
		県内に過去3年間継続した主たる営業所又は過去10年間継続した従たる営業所あり	0.50	
		上記以外	0.00	

地域調達	<p>設定する工種は、下記を除く全ての工種で、下請負※における地域企業活用の有無</p> <p>※評価判定の対象となる下請企業は、契約額（請負額）500万円以上の一次・二次下請負とする。</p> <p>【除外工種】 特殊排水設備（R I 排水、検査感染排水、ボイラー排水）、医療用水（RO）設備、医療ガス設備、井水ろ過設備、プレハブ冷蔵庫設備、浄化槽設備、融雪設備、窒素消火設備・簡易自動消火設備、無菌病室ユニット設備及び脱臭装置設備</p>	<p>〔地域内調達〕 下請負※が以下のいずれかの条件を満たす場合 ・設定する工種の下請負※が地域内企業 ・入札参加企業（元請企業）が地域内企業で下請負※がない場合</p> <p>設定する工種は左記の除外工種を除く全ての工種 地域内とは、新潟県三条地域振興局地域整備部の管内（うち、三条市、加茂市及び田上町に限る。）又は新潟県長岡地域振興局地域整備部の管内（うち、旧中之島町及び見附市に限る。）</p>	2.00	／ 2.00
		<p>〔県内調達〕 下請負※が以下のいずれかの条件を満たす場合 ・設定する工種の下請負※が県内企業 ・入札参加企業（元請企業）が県内企業で下請負※がない場合</p>	1.00	
		上記以外	0.00	

【担い手育成・確保】

若手技術者の配置	若手技術者の配置の有無 主任（監理）技術者に40歳未満の者を配置（主任（監理）技術者と現場代理人の兼務を認める）	40歳未満の者の配置あり	0.50	／ 0.50
		上記以外	0.00	
WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進	<p>WLB企業認定等の有無 〔対象制度〕</p> <p>①ハッピー・パートナー企業 ②にいがた健康経営推進企業 ③えるぼし認定 ④くるみん認定 ⑤ユースエール認定</p>	いずれか2つ以上の認定等あり	0.50	／ 0.50
		いずれか1つの認定等あり	0.25	
		上記以外	0.00	

【技術提案】

技術提案	<p>発注者が指定した設計図書等の仕様（標準案）より優れた効果・効用の提案の評価を行う</p>	<p>提案の具体性及び提案の効果について評価 ①提案の具体性（8.0点） ②提案の効果（8.0点）</p>	16.00	<p>3者で評価し、その平均点を評点とする。 （小数点以下第3位四捨五入2位止）</p> <p>／ 16.00</p>
			0.00	
<p>【ヒアリングを行う場合】 必要に応じて、技術提案の実現性や有効性を確認することを目的に、評価後、施工計画の記載内容についてヒアリングを行う。その場合、説明等が不十分な場合は、評点から1点を減じる。</p>				

加算点		／ 32.00
-----	--	---------

技術資料等作成要領

本入札の総合評価に関する技術資料等は、本要領に基づき作成し提出すること。
提出にあたっては、指定様式を使用し、電子データで提出すること。（PDF等へ変換しないこと。）

1 第1号様式（上段）「企業の技術力・地域性確認資料」

（1）同種工事の実績

過去15か年度及び当年度の技術資料等の提出期限日（平成17年4月1日から令和2年9月10日）までに元請けとして完成・引渡し完了した工事で、次に掲げる施工実績とする。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

共同企業体にあつては、その共同企業体の実績および出資比率が20%以上の構成員の実績を対象とする。

a 施工対象面積10,000㎡以上の病院の新築、増築又は改築に係る衛生設備工事に関する実績

記載する同種工事の施工実績の件数は1件とすること

同種工事の施工実績は、県外での実績を含む。

入札後に落札候補者は、実績工事の内容が判断できる資料（当該工事の契約書、CORINSの工事カルテや登録内容確認書等）を提出すること。

（2）優良工事表彰等

過去5か年度（平成27年4月1日から令和2年3月31日）の管工事における新潟県優良工事表彰（知事表彰）の受賞又は優良工事証（建築担当課交付）の交付とする。（共同企業体で受賞等した場合は、出資比率が20%以上の構成員であった案件を対象とする。）

共同企業体にあつては、その共同企業体の受賞および出資比率が20%以上の構成員の受賞等を対象とする。

入札後に落札候補者は、受賞等を証明する資料の写しを提出すること。

（3）登録基幹技能者の活用

本工事において、県内企業に所属する登録基幹技能者の資格を有する者を評価の対象とする。（元請け、下請けを問わない。）なお、県内企業とは建設業法第3条第1項に規定する営業所であつて、県内に主たる営業所（本店）を有する企業とする。

なお、指定する職種は以下の職種とし、いずれか1つ以上が該当すれば評価する。

a 指定職種：①登録配管基幹技能者 ②登録保温保冷基幹技能者

（4）災害時における活動実績等

災害時における活動実績及び防災協定は、過去3か年度及び当年度の技術資料等の提出期限日（平成29年4月1日から令和2年9月10日）までの新潟県内のものとする。（1社が単独で締結しているものを含む。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

なお、防災協定については、新潟県と締結している防災協定は県内すべての地域で有効とする。

活動実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。

ア 評価の対象とするもの

・緊急性を要し指示書等で対応した活動

災害発生直後の点検、被害状況調査

（公共建築物又は電力・水道・ガスの点検、被害状況調査）

災害発生直後の応急工事

（公共建築物の応急復旧工事、応急仮設住宅の建設、電力・水道・ガスの応急復旧工事）

イ 評価の対象外となるもの

・自主的な災害貢献活動

・災害採択後の災害復旧工事（応急工事を除く）

共同企業体にあつては、その共同企業体の実績および出資比率が20%以上の構成員の実績を対象とする。

入札後に落札候補者は、実績を証明する工事等に係る契約書の写し等（指示書の写し、発注者の証明書を含む。）を提出すること。

（5）維持管理実績

修繕（補修）実績は、過去3か年度及び当年度の技術資料等の提出期限日（平成29年4月1日から令和2年9月10日）までの新潟県新潟地域振興局新潟地域整備部の管内、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所管内、新潟県新潟地域振興局地域整備部の管内、新潟県三条地域振興局地域整備部の管内、新潟県長岡地域振興局地域整備部の管内（うち、旧中之島町、見附市、旧長岡市、旧栃尾市、旧山古志村、旧越路町、旧与板町、旧寺泊町、旧和島村、旧三島町、出雲崎町、小千谷市及び旧川口町に限る。）又は新潟県魚沼地域振興局地域整備部の管内のものとする。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

修繕（補修）実績の範囲は以下のとおりとする。ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。

a 緊急時における修繕(補修)実績

- ・漏水や設備故障等の緊急時における修繕(補修)で、指示書等(施設管理者の証明書を含む。)で対応した活動

b 維持修繕(補修)実績

- ・維持管理のために行う修繕(補修)等の活動

共同企業体にあつては、その共同企業体の実績および出資比率が20%以上の構成員の実績を対象とする。

入札後に落札候補者は、実績を証明する工事等に係る契約書の写し等(指示書の写し、発注者の証明書を含む。)を提出すること。

(6) 実働拠点

主たる営業所・従たる営業所については、建設業法第3条第1項に規定する営業所であり、かつ令和2・3年度の入札参加資格者名簿に登録されているものをいう。

共同企業体にあつては、代表構成員営業所を評価の対象とする。

管内は新潟県三条地域振興局地域整備部の管内(うち、三条市、加茂市及び田上町に限る。)又は新潟県長岡地域振興局地域整備部の管内(うち、旧中之島町及び見附市に限る。)とし、隣接の地域は新潟県新潟地域振興局新津地域整備部の管内、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所の管内、新潟県新潟地域振興局地域整備部の管内、新潟県三条地域振興局地域整備部の管内(うち、燕市及び弥彦村に限る。)、新潟県長岡地域振興局地域整備部の管内(うち、旧長岡市、旧栃尾市、旧山古志村、旧越路町、旧与板町、旧寺泊町、旧和島村、旧三島町、出雲崎町、小千谷市及び旧川口町に限る。)又は新潟県魚沼地域振興局地域整備部の管内とする。

過去10年間継続した営業活動のある従たる営業所(本店以外の営業所)であつて、管内の地域における過去5か年の対象項目の実績年度数の合計が下記を満たす場合は、主たる営業所(本店)と同等に取扱うものとする。

管内の地域における対象項目の実績年度数の合計 / (対象項目数 × 5か年) ≥ 75%

対象項目: 「災害時における活動実績」、「防災協定」、「維持管理実績」

過去3年間継続とは、平成29年9月11日からの継続とする。

過去10年間継続とは、平成22年9月11日からの継続とする。

過去5か年とは、平成27年4月1日から令和2年3月31日とする。(実績は基準末日までに完了したものを対象とする。)

入札後に落札候補者は、証明する資料の写しを提出すること。

(7) 地域調達

本工事における建設工事の請負契約500万円以上の一次・二次下請負企業のすべてを対象とする。(入札参加企業(元請企業)が地域内企業(又は県内企業)で下請け企業のない場合も含む)

地域内企業とは、新潟県三条地域振興局地域整備部の管内(うち、三条市、加茂市及び田上町に限る。)又は新潟県長岡地域振興局地域整備部の管内(うち、旧中之島町及び見附市に限る。)に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する県内企業とする。県内企業とは、県内に主たる営業所(本店)を有する企業とする。

- a 設定する工種: 特殊排水設備(RI排水、検査感染排水、ボイラー排水)、医療用水(RO)設備、医療ガス設備、井水ろ過設備、プレハブ冷蔵庫設備、浄化槽設備、融雪設備、窒素消火設備・簡易自動消火設備、無菌病室ユニット設備及び脱臭装置設備を除く全ての工種

(8) WLB(ワーク・ライフ・バランス)の推進

WLB企業認定等の有無を評価する。対象制度は以下の4つの制度とし、いずれか1つ以上の認定等があれば加点する。入札後に落札候補者は、認定等を証明する資料の写しを提出すること。

- a ①ハッピー・パートナー企業、②にいがた健康経営推進企業、③えるぼし認定、④くるみん認定、⑤ユースエール認定

(9) 工事成績

工事成績については資料の提出を求めないが、新潟県発注工事における過去5か年(平成27年8月1日から令和2年7月末日)の管工事の工事成績評定点の平均点により評価を行う。また、過去3か月(令和2年5月1日から同年7月末日)の管工事の工事成績評定点の最低点による評価も行う。

共同企業体の工事成績評定については、全構成員の工事成績評定点の平均点・最低点により評価を行う。

2 第1号様式(下段)「配置予定技術者の能力等確認資料」

配置予定技術者を複数とした場合、配置予定技術者の能力に係る評点は、これに係る評点の合計が最も低い評価を受けた者とする。

なお、共同企業体にあつては、(1)～(4)は代表構成員の配置予定技術者を評価の対象とし、(5)は構成員のいずれかを評価の対象とする。

(1) 技術者の能力

配置予定技術者の保有する資格とする。

入札後に落札候補者は、資格を証明する資料の写しを提出すること。

(2) 同種工事の実績

過去15か年度及び当年度の技術資料等の提出期限日（平成17年4月1日から令和2年9月10日）までに元請けとして完成・引渡し完了した工事で、次に掲げる施工実績とする。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

評価する従事役職の範囲については、「元請工事の主任技術者、監理技術者、現場代理人又は半年以上同一の工事で工事実績情報システム（CORINS）に登録されている担当技術者」とする。

a 施工対象面積10,000㎡以上の病院の新築、増築又は改築に係る衛生設備工事に関する実績

記載する同種工事の施工実績の件数は1件とすること

同種工事の施工実績は、県外での実績を含む。

入札後に落札候補者は、実績工事の内容が判断できる資料（当該工事の契約書、CORINSの工事カルテや登録内容確認書等）を提出すること。

なお、主任技術者、監理技術者、現場代理人においては、従事期間が「工期から工事着手するまでの準備期間（30日）、後片付け期間（20日）及び工事の全部中止期間を除いた期間」以上となる工事を評価の対象とする。（図1参照）



(図1)

また、上記の従事期間の考え方に加え、主任技術者、監理技術者、現場代理人が工期途中で交代した工事であっても、次に挙げる場合等※は評価の対象とする。

a 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

b 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

c ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

※「次に掲げる場合等」の「等」には、工事の規模の大小にかかわらず一つの契約工期が多年に及ぶ工事を含む。

工期途中で交代した工事を実績とする場合、入札後に落札候補者は、途中交代の理由が判断できる資料（工事打合簿や工程表等）を提出すること。

(3) 優秀技術者表彰等

過去5か年度（平成27年4月1日から令和2年3月31日）の管工事における新潟県優秀技術者表彰（知事表彰）の受賞又は優秀技術者証（建築担当課交付）の交付とする。

入札後に落札候補者は、受賞等を証明する資料の写しを提出すること。

(4) 継続教育（CPD）の取組状況

「建築CPD情報提供制度（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）」又は「建築士会CPD制度」が証明する前年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日）の取得単位とする。

入札後に落札候補者は、各団体が発行する学習履歴証明書の写しを提出すること。

(5) 若手技術者の配置

配置予定技術者に若手技術者（40歳未満）を配置する場合に加点する。（主任（監理）技術者と現場代理人の兼務を認める。）

入札後に落札候補者は、配置予定技術者の年齢を証明する資料の写しを提出すること。

(6) 評価対象期間の加算

上記(3)・(4)について、対象となる期間内に、育児休業、産前産後休業又は介護休業を取得していた場合、若しくは災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付き職員として併任されていた場合は、その期間に相当する日数を、対象となる期間の前に加えることができる。

3 第2号様式「Made in 新潟新技術の活用確認資料」

工事全体を対象に、Made in 新潟 新技術普及制度に登録されている技術を任意で活用する場合は1技術を記載すること。

ア 評価の対象とするもの

- ・評価は、仮設、施工方法等で受注者の任意により自主的に施工できるものであって、設計図書の条件に基づき新技術を当該工事に適用する目的（理由）・期待される効果が妥当であるもの。
- ・工事目的物であっても、設計図書と同等以上の品質として、一般に監督員が承諾した材料を使用して施工され、設計変更の対象とならないもの。

イ 評価の対象外となるもの

- ・設計図書で指定されているもの
- ・工事目的物の全部または一部となる製品、資材、材料（上記アを除く）
- ・活用の目的、効果、条件等から不適切な場合や活用の必要性が無いもの
- ・オーバースペックとなるもの
- ・効果を発揮することが不確実なもの
（事例）現場事故が発生した場合に効果を発揮するもの
現場事故を未然に防ぐために活用して効果を発揮するのではなく、とりあえず設置して、もし現場事故が起きたら（起きれば）効果が発揮できるもの
（事例）飛来塩や凍結防止剤による塩分の侵入を防ぐためのコンクリート塗装
要求水準に対して過剰な性能を実現するもので、活用の必要性が無い。また、必要性がある場合は、本来、設計計上すべきものである。

4 第4号様式「技術提案書」

施工上の課題

「機器据付及び配管工事の品質向上のための施工方法」に関して技術提案を求める。

技術提案により生じる効果・効用と、その提案を実現するための具体的な施工計画を記載すること。

施工上の課題に係る対応の標準案として、別紙に示した施工計画書及び施工計画図等の内容と同等以上の内容を示した「技術提案書」を提出すること。

技術提案は1課題あたりA4判2枚までとし、4提案まで記載可能とする。文字フォントは10ポイント以上とし、図表等を挿入する場合はその分の文字数は少なくし、罫線枠は変更しないこと。

5 「技術提案書」の第4号様式（指定様式）について

提案書等の公平な評価に努めるべく提出方法を定めていますので、下記に基づいて記載すること。

(1) 様式の概要

本様式の罫線枠等は、ヘッダーとフッター(H)に貼り付けているため、通常の入力画面では、罫線枠等は移動しません。行間隔や罫線枠等を書式を変更しない。文字、図表等は罫線枠におさまるよう調整して記載する。

(2) 入力時の留意事項

- 1) 指定の第4号様式を使用する。
- 2) 施工上の課題を確認する。
- 3) 提案数の指定があるので確認する。
- 4) 工事名と企業名を入力する。
- 5) 行間隔や罫線枠等の書式を変更しない。
- 6) ヘッダーとフッターからの入力を変更しない。
- 7) 文字ポイントは10ポイント以上であるが、あまり大きくすると入力可能な文字数が少なくなる。
- 8) 提案数の指定があるので、提案数がわかるように記述する。
例) 5提案の場合 1・・・、2・・・、3・・・、4・・・、5・・・と記入する。
- 9) 提案数の指定があるので、指定提案数以上記入した場合や、枠内からオーバーした場合等では、超過した提案の評価は行わない。
- 10) 1提案に複数内容を記入しても、1提案として記入した以上には評価されないため1提案は1つの内容として記入する。
- 11) 提案数が指定の提案数に満たない場合でも有効であるが、評価の関係から指定の提案数まで記述した方が望ましい。
- 12) 指定様式を使用しない場合や行間隔や罫線枠等の書式の変更を行った場合は、公平な評価ができないため失格とする。(ただし、原因が競争参加企業によらない場合は除く。)

(3) 提出イメージ等

第4号様式(1/2枚目)

技術提案書 土木・建築・農林・農地共通

工事名：○○○○工事

会社名：××××××××特定共同企業体

施工上の課題	○○○△△の品質向上について
--------	----------------

施工上の課題1つあたり、A4版●枚かつ○提案記述してください。

課題に係る技術提案内容 (1/2)	
1	あかたなはまやらわをん…… ← 文字は10ポイント以上にして下さい
2	この例ではA4判2枚で、5提案求めていますので、5提案とわかるよう1…、2…、3…、4…、5…と記入してください。
3	
4	
5	
5	
超過分(6提案目以降)は評価対象外となりますので、注意してください。	
罫線枠からはみでないようにして下さい。はみでた提案は、評価対象外となりますので注意してください。	
↓	
あかたなはまやらわをんあかたなはまやらわをんあかたなはまやらわをんあかたなはまやらわをんあかたなはまやらわをん……	

注1) 文字フォントは10ポイント以上とし、図表等も含めて枠内におさめるようにして下さい。
注2) 行間隔や罫線枠等、書式の変更はしないでください。

施 工 計 画 書 (標 準 案)

1 工事名

県央基幹病院衛生設備工事

2 技術提案を求める項目

(1) 施工上の課題

「機器据付及び配管工事の品質向上のための施工方法」に関して技術提案を求める。

(2) 総合評価に当たっての前提条件及び留意事項

本施設は、県央圏の3次救急医療機関として医療の中核の役割を担っており、地震や浸水時においても継続して医療活動を行えるよう、柱頭免震構造を採用するなどの対策が図られている。

病院の衛生設備を構成する給水ポンプ等の機器や給排水、消火及び医療ガス配管類は、それぞれが安全安心な医療の提供に重要な機能を果たすことから、機器据付及び配管工事において品質の高い施工が求められる。

3 標準案の考え方

提案を求める項目は以下のとおり。

設計図書及び「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（平成31年版）（以下「仕様書」という。）を標準とする。

(1) 配管の確実な接合

標準案：仕様書第2編第2章第4節及び第5節による。

(2) 機器据付及び配管の支持・固定

標準案：仕様書第2編第2章第6節及び第5編第2章第2節による。

(3) 配管の試験

標準案：仕様書第1編第1章第4節及び仕様書第2編第2章第9節による。

(4) 品質確保のための施工管理体制

標準案：仕様書第1編第1章第3節による。